

(5) 学校等と関係行政機関等との連携状況

実 態	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(関係機関等との連携等)</p> <p>国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとしてされている（法第17条）。</p> <p>国の基本方針では、学校や学校の設置者と警察、児童相談所、法務局等の関係機関との連携を図るため、平素から、担当者の窓口交換や連絡会議の開催などの情報共有体制を構築しておくことや学校以外の相談窓口を児童生徒へ適切に周知しておくことを求めている。また、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議することなど地域や家庭と連携した対策の推進を求めている。</p> <p>また、国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、対策に従事する人材の確保等必要な措置を講ずるものとしてされており（法第18条第1項）、国の基本方針では、当該人材の一つとして、SC、SSWのほか、スクールサポーター（注）等が想定されている。</p> <p>（注） 退職した警察官等から成る非常勤職員で、警察署等に配置され、担当する学校への訪問活動等により、校内における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動及び児童の安全確保に関する助言を行っている。</p> <p>(関係行政機関のいじめ問題への取組状況)</p> <p>警察庁は、少年非行の防止、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事務を所掌しており、都道府県警察（以下「県警」という。）は、法の趣旨に基づき、いじめ事案の早期把握及び把握したいじめ事案への的確な対応に取り組んでいる。</p> <p>厚生労働省は、児童の福祉、児童相談所に関する事務を所掌しており、児童相談所は、いじめ問題に関し、主に被害児童生徒やその保護者に対する心理的ケアや学校との連携等を通じて、被害児童生徒が適切な支援を受けられるよう必要な対応を行っている。</p> <p>法務省は、人権侵害事件に関する調査並びに被害の救済及び予防、人権啓発、人権相談に関する事務を所掌しており、法務局又は地方法務局（以下「法務局等」という。）は、いじめ問題に関して、人権相談に応じたり、人権侵害の有無を確認し、適切な救済措置をとるなどの対応を行っている。また、法務局等は、インターネット上の人権侵害情報についてプロバイダ等に削除を要請するなどの対応を行っている。</p> <p>これらを踏まえ、文部科学省は教委及び学校等に対し、また、警察庁、厚生労働省及び法務省はそれぞれ県警、児童相談所及び法務局等（以下「関係3機関」という。）に対し、情報共有体制の構築、相談窓口の周知等の連</p>	<p>図表2-(5)-①</p> <p>図表2-(5)-②</p> <p>図表2-(5)-① （再掲）</p> <p>図表2-(5)-② （再掲）</p> <p>図表2-(5)-③</p> <p>図表2-(5)-④</p> <p>図表2-(5)-⑤</p> <p>図表2-(5)-① （再掲）</p> <p>図表2-(5)-⑥ ～⑨</p>

携強化に係る通知等を発出している。

(関係機関等との連携等の状況)

平成28年度問題行動等調査によると、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、「いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った」が28.8%、「教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った」が71.5%、「PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」が41.5%となっている。また、いじめの発見のきっかけをみると、「学校以外の関係機関（相談機関等含む）からの情報」は0.2%となっている。

図表2-(5)-⑩

図表2-(5)-⑪

【調査結果】

今回、調査対象とした20県教委及び40市教委の計60教委、249校（99小学校、99中学校及び51高等学校）並びに60関係3機関（注）における①平素からの情報共有体制の構築状況、②学校以外はいじめの相談窓口に関する周知状況、③地域や家庭等との連携状況、④スクールサポーターの活用状況について調査したところ、以下のとおり、取組実態の違いがみられた。

（注） 60関係3機関は、調査対象とした20県に所在する機関で、①県警は、調査事項によっては、県警本部及び警察署（当該県警管内の警察署のうち、管内の小・中・高等学校及び特別支援学校の合計数が最も多い1警察署）を、②児童相談所は、県内で一つ指定される中央児童相談所を、③法務局等は、8法務局と12地方法務局を調査対象とした。

ア 学校等と関係3機関間における平素からの情報共有体制の構築状況

60教委・249校及び60関係3機関における連絡会議の開催などの平素からの情報共有体制の構築に係る取組状況について調査したところ、次のとおりであった。

60教委のうち連絡協議会を設置している50教委の連絡協議会への関係3機関の参画状況をみると、県警の参画が49教委（98.0%）、児童相談所の参画及び法務局等の参画がそれぞれ46教委（92.0%）であった。

図表2-(5)-⑫

また、60関係3機関における教委・学校との平素からの情報共有体制の構築に係る取組状況をみると、①県警は学校警察連絡協議会、②児童相談所は要保護児童対策地域協議会といった会議体の場を利用しているもの、③法務局等は、教委・学校に対して人権啓発活動に係る取組への協力を依頼する際に、連携して対処すべき事案が発生したときには情報共有をしながら対処する旨を相互に確認しているもの等がみられた。

図表2-(5)-⑬
～⑮

これら平素からの情報共有体制の構築について工夫している取組として、次のようなものがみられた。

図表2-(5)-⑯

① 県教委及び県内市教委と県警は、いじめや非行等の事案について相互に情報提供するための申合せを締結している。また、同県教委と県

<p>警は、年5回程度会議を開催し、いじめも含めた児童生徒の問題行動等への対策について協議している。</p> <p>同県教委は、これらによりいじめの情報の共有が円滑に行われるように取り組み、同県教委が実施した学校と県警の連携等に係る学校への調査でも概ね評価される結果が得られていることから、今後も継続して県警と連携していくことが重要と考えているとしている。</p> <p>② 中学校では、毎年、校長等が警察署を訪問して連携に向けた協力を依頼しているほか、年5回、同警察署との連絡会議において、いじめの情報の提供を依頼するとともに、学校におけるいじめの情報を提供し、相互に情報の共有を図っている。</p> <p>同校は、当該取組を行っている理由として、学校で対応しきれないいじめ事案への対処に当たり、県警と迅速に連携するためには、日頃から連絡担当となる窓口を把握したり交流したりすることが必要であるためとしている。</p>	
<p>一方、平素からの情報共有体制の構築に係る取組を行っていない教委・学校と関係3機関における主な理由は、①教委・学校においては、関係3機関との連携が必要となるようないじめ事案が発生していないため、②県警及び児童相談所においては、市教委及び学校から連携に係る要請がないため等がみられた。</p>	<p>図表2-(5)-⑰</p> <p>図表2-(5)-⑱、 ⑲</p>
<p>なお、関係3機関等との連携について、教育長等からは、次のような意見が聴かれた。</p> <p>○ いじめ問題の中には、学校、教委等の対応や指導だけでは十分に効果を上げることが困難なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがある。そのため、早期に関係3機関に相談・通報の上、連携した対応をとることが必要である。</p>	<p>図表2-(5)-⑳</p>
<p>イ 学校における学校以外のいじめの相談窓口に関する周知状況</p> <p>249校における学校以外のいじめの相談窓口に関する児童生徒及びその保護者に対する周知状況について調査したところ、次のとおりであった。</p> <p>① 「24時間子供SOSダイヤル」(文部科学省)については、児童生徒に周知しているが192校(77.1%)、保護者に周知しているが170校(68.3%)</p> <p>② 少年相談窓口(県警)については、児童生徒に周知しているが167校(67.1%)、保護者に周知しているが144校(57.8%)</p> <p>③ 「189」(児童相談所全国共通ダイヤル)については、児童生徒に周知しているが123校(49.4%)、保護者に周知しているが103校(41.4%)</p>	<p>図表2-(5)-㉑</p>

<p>④ 「子どもの人権110番」(法務局等)については、児童生徒に周知しているが196校(78.7%)、保護者に周知しているが173校(69.5%)</p> <p>また、周知している学校の中には、いじめに係るアンケート用紙、生徒の学習生活ノート、長期休業前に生徒及びその保護者に配付する便り等に相談窓口を記載するなどして、様々な機会を捉えて相談窓口を周知する工夫を図っているものもみられた。</p> <p>一方、周知していない学校の主な理由は、周知の依頼がないため、周知先機関の業務を知らなかったため等であった。</p>	<p>図表2-(5)-㉔</p> <p>図表2-(5)-㉓</p>
<p>ウ 学校における地域や家庭等との連携状況</p> <p>249校における地域や家庭等との連携状況を調査したところ、町内会に対して地域の見守りを通じたいじめに係る情報の提供を呼びかけているものや、学校便り、保護者会等を活用して学校のいじめに対する取組を説明し情報共有を図るとともに、被害・加害生徒の保護者への働きかけに当たり必要に応じてPTAに協力を依頼し連携しているもの等がみられた。これらの中には、町内会等からの情報提供により生徒間のトラブルに早期に対応するなど効果的にいじめの防止等に取り組んだもの等もみられた。</p>	<p>図表2-(5)-㉔</p>
<p>エ 学校及び県警におけるスクールサポーターの活用状況</p> <p>249校及び20県警におけるスクールサポーターの活用状況を調査したところ、次のとおりであった。</p> <p>(学校におけるスクールサポーターの活用状況)</p> <p>249校における県警からのスクールサポーターの派遣の受入状況をみると、派遣を受け入れているものが65校(26.1%)みられた。</p> <p>派遣を受け入れている65校におけるスクールサポーターの協力や支援の内容をみると、①いじめに係る情報交換等が31校(47.7%)、②いじめ防止を主眼とする非行防止教室の開催等の啓発活動が14校(21.5%)、③学校が加害生徒に指導する際の助言等学校におけるいじめへの対処の支援が9校(13.8%)、④学校いじめ対策組織等への参画が6校(9.2%)、⑤学校内の巡回、見守りが5校(7.7%)等であった。これらの中には、学校内の巡回によりいじめにつながる可能性のある事案を発見し、教員とスクールサポーターが状況に応じて生徒への指導役とサポート役を代えながら連携して対応することで、効果的に指導したもの等もみられた。</p> <p>また、派遣を受け入れている65校及び派遣を受け入れていない184校に対し、スクールサポーターの活用に関する意見を聴取したところ、派遣を受け入れている42校(64.6%)及び派遣を受け入れていない73校(39.7%)から回答が得られた。</p> <p>その結果、次のとおり、受入れの有無によって活用に関する意見に大幅な違いがみられた。</p>	<p>図表2-(5)-㉕</p> <p>図表2-(5)-㉖</p>

- ① 派遣を受け入れている42校では、スクールサポーターはいじめの防止等に当たり必要性が高いが33校（78.6%）、低い4校（9.5%）等
- ② 派遣を受け入れていない73校では、スクールサポーターはいじめの防止等に当たり必要性が高いが16校（21.9%）、低い39校（53.4%）、スクールサポーターの役割がよく分からない等が18校（24.7%）等

なお、派遣を受け入れていない学校の中には、スクールサポーターの業務内容の情報が乏しい、いじめ事案への対応にスクールサポーター制度を活用するという認識がそれほど強いものでなかったなどの意見もみられた。

（県警におけるスクールサポーターの活動内容等）

20県警におけるスクールサポーターの配置状況をみると、配置しているものが17県警（85.0%）であった。なお、配置していない県警において、少年の非行防止、児童生徒の安全確保等を目的として、学校からの相談を受けたり学校訪問をしたりするなどのスクールサポーターの任務を含む活動を実施する職員を配置しているものもみられた。

図表2-(5)-⑳

また、スクールサポーターを配置している17県警におけるスクールサポーターの活動内容をみると、①いじめ防止を主眼とする非行防止教室の開催等の啓発活動が9県警（52.9%）、②いじめ事案の対応について学校に助言等学校におけるいじめへの対処の支援が8県警（47.1%）、③学校内の巡回、見守りが5県警（29.4%）、④学校いじめ対策組織への参画が4県警（23.5%）、⑤いじめに係る学校等との情報交換等が4県警（23.5%）等であった。

図表2-(5)-㉑

これらの中には、スクールサポーターの活動により、次のように効果的にいじめを解決したものもみられた。

- ① 学校が保護者と膠着状態となっていたいじめ事案において、スクールサポーターがいじめの事実確認や保護者との面接に当たり、学校に助言したことにより、解決が図られた。
- ② 学校からのいじめ発覚の相談を受け、スクールサポーターが目撃者の特定等の事件化を見据えた対応を助言し、学校が迅速に対応したため、事案の早期解明、被害生徒との隔離、加害生徒の検挙（恐喝）等が可能となり、早期解決に至った。

図表 2-(5)-① いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉

<p>(関係機関等との連携等)</p> <p>第17条 <u>国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)</p> <p>第18条 <u>国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。</u></p>
--

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(5)-② いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉

<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 いじめの防止等に関する基本的考え方</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域や家庭との連携について</p> <p>社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、<u>学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば P T A や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。</u></p> <p>また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、<u>学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。</u></p> <p>(5) 関係機関との連携について</p> <p><u>いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察、児童相談所、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。</u></p> <p>例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、<u>法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。</u></p> <p>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p>
--

- 1 いじめの防止等のために国が実施する施策 (略)
 - 2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策
 - (1)～(4) (略)
 - (5) 地方公共団体等が実施すべき施策 (略)
 - いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、(略) 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置
 - ・ 「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」や「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員経験者やスクールサポーター等の警察官経験者、弁護士等が想定される。
- 3・4 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(5)-③ 警察庁組織令 (昭和 29 年政令第 180 号) <抜粋>

(少年課)

第 17 条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 少年非行の防止に関する企画及び立案に関すること。
- 二・三 (略)
- 四 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
- 五～八 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(5)-④ 厚生労働省組織令 (平成 12 年政令第 252 号) <抜粋>

(子ども家庭局の所掌事務)

第 10 条 子ども家庭局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 児童の福祉に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二～十五 (略)

(子育て支援課の所掌事務)

第 96 条 子育て支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～五 (略)
- 六 児童相談所に関すること。
- 七～十四 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(5)-⑤ 法務省設置法 (平成 11 年法律第 93 号) <抜粋>

(所掌事務)

第 4 条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～二十五の二 (略)
- 二十六 人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。
- 二十七 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。
- 二十八 人権擁護委員に関すること。
- 二十九 人権相談に関すること。
- 三十～三十九 (略)

2 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(5)-⑥ 教委及び学校等と関係 3 機関との連携に係る文部科学省の主な通知

○ 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）」（平成 25 年 1 月 24 日付け 24 文科初第 1074 号文部科学省初等中等教育局長通知）＜抜粋＞

（略）

本日、警察庁において、（略）「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（以下「別添通知」という。）が発出され、警察としても、いじめ事案への必要な対応を的確に行うため、これまで以上に学校との連携を強化しなければならないことなどが示されました。

（略）ここに示された事項については、学校及び教育委員会等としても、主体的に警察と連携・協力し、取組を進めていただくべきものであると考えます。

また、（略）、学校及び教育委員会等が、警察における対応の考え方を理解し、いじめ事案に関して、警察に対し適切に連携を求めていくことは、重要なことです。

については（略）下記の事項に留意の上、別添通知について周知を図り、学校と警察の連携の一層の強化が図られるよう、御指導をお願いします。

記

1 警察との連携強化によるいじめ事案の早期把握（別添通知 2(3)関連）

(1) 警察との情報共有態勢の構築

（略）学校や教育委員会と警察が日頃から緊密に情報共有できる態勢の構築が重要であることから、次の取組を積極的に進めること。

1 連絡窓口の指定

警察との間で連絡窓口となる担当教職員を指定しておくこと。

2 学校警察連絡協議会等の活用

（略）

また、学校警察連絡協議会等の場において、学校におけるいじめ問題に関する学校・教育委員会と警察との連携について具体的に協議を行うなど、学校警察連絡協議会等の活性化を図ること。

3 警察との協定等の活用

学校・教育委員会と警察との相互連絡の枠組みに係る協定等において、連絡対象事案として犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案を盛り込むことにより、連絡が一層円滑に行われるよう当該協定等について必要な見直し等を行うこと。

(2) スクールサポーター制度の受入れ等

学校においては、警察署等に配置されているスクールサポーターによる学校訪問や校内巡回を求めるなど、積極的な受入れを図ること。

（略）

2 警察と連携したいじめ事案への適確な対応（別添通知 4 関連）（略）

○ 「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成 25 年 4 月 2 日付け 25 初児生第 3 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）＜抜粋＞

（略）教育再生実行会議の第一次提言においては、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、社会総がかりでいじめに対峙していくため、関係機関との連携・協力が求められており、学校等が連携する機関として、法務局・地方法務局とその支局及び人権擁護委員（以下「人権機関」という。）があります。これらの機関では、児童生徒を含む国民一人一人が人権への理解を深めるための「人権啓発」及び、人権問題全般について相談に応じ、学校におけるいじめの事案等について人権侵犯事件として調査を行い、被害の救済を図る「人権救済」を行っています。（略）

貴職においては、これらの取組を活用するなど、更なる連携を推進するため、管下の学校等に対し、下記の事項の周知をお願いします。

なお、本件については、法務省人権擁護局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. いじめの未然防止のためには、道徳教育の充実を図るとともに、児童生徒一人一人の人権意識を高める教育を充実することが重要であり、授業や講演会、教員研修等において、法務局職員や人権擁護委員を招くなどの連携を図ることが効果的であること。

また、児童生徒に対する人権機関の取組や相談窓口が周知されるよう、その取組に関するポスタ

- 一の学校内掲示等の広報に積極的に協力するよう努めること。
2. 人権侵害事件の調査について理解するとともに、学校等に調査の協力を求められた場合は、速やかに協力すべきであること。
- また、学校におけるいじめ問題の解決を図るため、当事者や保護者による話し合いや有識者を交えてのケース会議などの各種協議の場に法務局職員や人権擁護委員の出席を求めるなどの連携を図ることは重要であること。
- 「いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について（通知）」（平成 26 年 3 月 10 日付け 25 初児生第 53 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）＜抜粋＞
- （略）基本方針を踏まえた関係機関との連携について、警察庁及び厚生労働省から所管の機関に対し、学校や教育委員会等（以下「学校等」という。）と連携する上での留意事項等が示されており、学校等が警察や児童相談所と連携を進めていく上で、これらの機関の留意事項等を理解しておくことは重要です。
- については（略）学校等と警察及び児童相談所の連携が一層強化されるよう、御指導をお願いします。（略）

（注） 下線は、当省が付した。

図表 2-(5)-⑦ 教委及び学校等と県警との連携に係る警察庁の主な通達

- 「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成 25 年 1 月 24 日付け警察庁丙少発第 1 号警察庁生活安全局長通達）＜抜粋＞
- （略）
- 1 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え方 （略）
- 2 いじめ事案の早期把握
- (1)・(2) （略）
- (3) 学校等との連携強化による早期把握
- ア 学校等との情報共有態勢の構築
- （略）警察と学校等が日頃から緊密に情報共有できる態勢の構築が重要であることから、次の取組を積極的に進めること。
- (ア) 連絡窓口の指定
警察と学校等との間で連絡窓口となる担当職員を指定しておくこと。
- (イ) 学校警察連絡協議会等の活用
（略）学校警察連絡協議会等の場において学校におけるいじめ問題に関する警察と学校等との連携について具体的に協議を行うなど、学校警察連絡協議会等の活性化を図ること。
- (ウ) 警察と学校等との協定等の活用
警察と学校等との相互連絡の枠組みに係る協定等における連絡対象事案として、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案を盛り込むことにより、連絡が一層円滑に行われるよう、当該協定等について必要な見直し等を行うこと。
- イ スクールサポーター制度の活用
スクールサポーターは、警察と学校との緊密な連携を図る上での架け橋として重要な役割を果たしていることから、スクールサポーター制度の拡充に努めるとともに、警察署等に積極的に配置し、次の活動を行わせるなどして活用を推進すること。
- （略）
- (ア) 学校への訪問活動の強化による情報の収集
学校への訪問活動を強化し、校内の巡回、教員等からの聞き取り等により、いじめを始めとする少年の問題行動等に関する情報収集に努めるとともに、把握した情報については、学校及びスクールサポーターが配置された警察署等（以下「配置署等」という。）に確実に連絡・報告すること。
- なお、活動を通じて、保護者等からいじめ事案に関する相談を受けた場合には、相談者の立場に立った適切な指導・助言を行うこと。
- (イ) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する速やかな連絡等 （略）
- 3・4 （略）

○ 「いじめ防止対策推進法の施行について」(平成 25 年 9 月 26 日付け警察庁丙少発第 20 号警察庁生活安全局長通達) <抜粋>

(略)

1 制定の趣旨及び目的 (略)

2 法の要点及び留意事項

(1) 総則 (略)

(2) いじめ防止基本方針等

ア いじめ防止基本方針(第 11 条～第 13 条関係) (略)

イ いじめ問題対策連絡協議会(第 14 条関係)

(略) 必要に応じて当該連絡協議会に参加し、学校等と日頃から緊密に情報共有できる態勢の構築に努めること。

(3) 基本的施策

ア いじめの早期発見のための措置(第 16 条関係)

(略)

警察では、少年相談活動においていじめ事案に関する相談にも対応しているところであるが、(略) 相談窓口についての周知の徹底を図ること。

イ 人材の確保及び資質の向上 (略)

(4) いじめの防止等に関する措置 (略)

○ 「いじめ防止基本方針の改定について」(平成 29 年 3 月 29 日付け警察庁丁少発第 74 号警察庁生活安全局少年課長通達) <抜粋>

(略)

1 国が実施すべき施策として定められた事項

(1) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保(基本方針 11 頁関係)

(略)

いじめ問題に的確に対応するためには、警察と学校等との連携を強化する必要があるが、スクールサポーターは両者の架け橋として重要な役割を果たすものである。(略)

(2) インターネット上のいじめへの対応(基本方針 12 頁関係) (略)

2 地方公共団体が実施すべき施策として定められた事項(基本方針 18 頁関係)

(略) 学校等との連携に当たっては、次のような活動をスクールサポーターに行わせることも効果的と考えられる。

(1) 学校が加害児童等に指導する際の助言

いじめ事案に関し、学校が加害児童等に対して指導を行うに当たり、対応方法等について相談を受けた際に、必要な助言を行い、学校が適切な指導を行えるよう支援する。

(2) いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等

学校及び学校の所在地を管轄する警察署と連携し、児童等に対するいじめの防止を主眼とした非行防止教室の開催等の啓発活動を行うとともに、保護者会等の機会を捉えて、保護者に対する啓発を行うなど、いじめの防止を図るための取組を行う。

(3) 加害児童等への注意・説諭

加害児童等に対して、その健全な育成を図るための注意・説諭を行う。なお、当該支援については、被害児童等やその保護者に同意を得た上で行うようにすること。

3 学校の設置者として実施すべき施策(基本方針 21 頁関係) (略)

4 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策として定められた事項

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(基本方針 28 頁関係)

(略)

学校からの求めがあれば、スクールサポーターを対策組織に参加させるなどして、学校におけるいじめの防止等の対策に協力すること。

(略)

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置(基本方針 29 頁関係) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(5)-⑧ 教委及び学校等と児童相談所との連携に係る厚生労働省の通知等

○ 「「いじめ防止対策推進法」の施行及び「いじめ防止基本方針」の策定に伴う児童相談所と学校等の連携等について」(平成 26 年 2 月 7 日付け雇児総発 0207 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知) <抜粋>

(略) いじめ防止基本方針が策定されました。

この中で、児童相談所に関する事項は下記のとおりであるので、(略) 日頃からの児童相談所と学校や学校の設置者等との情報共有、要保護児童対策地域協議会における情報共有、研修講師の派遣など、学校や学校の設置者等との一層の連携強化を働きかけられるようお願いいたします。

(略)

記

1 いじめ防止基本方針中第 1 の 3 の(2)の①および第 2 の 2 の(3)
 地方公共団体が条例の定めるところにより設置することができる「いじめ問題対策連絡協議会」を構成する関係者として児童相談所が含まれていること (法第 14 条第 1 項関連)

2 いじめ防止基本方針中第 1 の 7 の(5)
 学校や学校の設置者は児童相談所などの関係機関と適切な連携を図るため、平素から担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくこと

(別紙) (略)

○ 要保護児童対策地域協議会の概要

果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、

② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

(注) 厚生労働省の資料による。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(5)-⑨ 教委及び学校等と法務局等との連携に係る法務省の主な通知等

○ 「子どもの人権擁護を推進するための学校等との連携強化及び学校における児童・生徒を対象とする相談窓口の広報強化について (通知)」(平成 25 年 4 月 2 日付け法務省権総第 108 号法務省人権擁護局総務課長通知) <抜粋>

(略) いじめに関する相談窓口の広報の強化については、(略) いまだに悩みを抱えて誰にも相談できない児童・生徒が多いことが懸念されます。

そこで、教育関係者、保護者、児童・生徒に対して、法務省の人権擁護機関の取組や相談窓口を周知されるよう、人権教室や人権の花運動等各種啓発活動を含むあらゆる機会を捉えて、積極的に広報するほか、全国の学校内に、子どもの人権 SOS ミニレターを含む法務省の人権擁護機関の取組を年間を通じて紹介するポスターを掲示してもらうなど、学校における広報を更に強化するようお願いいたします。

○ 「「いじめの防止等のための基本的な方針」に適切に対応するための留意事項について」(平成 25 年 10 月 31 日付け事務連絡 (法務省人権擁護局)) <抜粋>

(略) 本方針について各局が留意すべき主な事項は、下記のとおりです。

記

- 1 前提 (略)
- 2 関係機関との連携について (方針第1の7の(5)参照)
いじめの防止等に関する基本的な考え方として、いじめの問題への対応においては、法務局を含む関係機関との適切な連携が必要であることが示されたこと。
- 3 関係機関との連携促進 (方針第2の1の(2)参照)
いじめの防止等のために国が実施すべき施策として、各地域における、学校や学校の設置者等と、法務局を含む関係機関との適切な連携を促進することが示されたこと。
- 4 いじめ問題対策連絡協議会の設置 (方針第2の2の(3)参照)
いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策として、(略)「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましいとされ、その構成員には、法務局が想定されていること。
- 5・6 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(5)-⑩ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(単位：%)

区分 (複数回答可)	平成25年度	26年度	27年度	28年度
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った	19.2	22.9	—	—
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	—	—	27.4	28.8
教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	40.0	46.3	—	—
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	—	—	67.6	71.5
P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	25.9	33.1	—	—
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	—	—	41.3	41.5

(注) 1 文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。

2 複数回答可の方式である。構成比は、学校総数に対する割合である。

3 項目内容の見直しにより、平成25年度及び26年度と27年度及び28年度とは単純な比較ができない項目もある。なお、項目内容の見直しにより該当がないものは「—」を記載している。

図表 2-(5)-⑪ いじめの発見のきっかけ

(単位：%)

区分	平成25年度	26年度	27年度	28年度
学校の教職員等が発見	68.1	66.0	66.3	66.0
学校の教職員以外からの情報により発見	31.9	34.0	33.7	34.0
学校以外の関係機関 (相談機関等含む)からの情報	0.2	0.2	0.2	0.2

(注) 1 文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。

2 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても、該当するもの (本表の区分のほか、「学級担任が発見」、「本人からの訴え」等) を一つ選択する方式によるものである。

3 構成比は、認知件数に対する割合である。

図表 2-(5)-⑫ 調査対象 60 教委のうち連絡協議会を設置している 50 教委の連絡協議会への関係 3 機関の参画状況

(単位：教委、%)

関係3機関の参画状況	県警			児童相談所			法務局等		
	県教委数	市教委数	合計	県教委数	市教委数	合計	県教委数	市教委数	合計
関係3機関が参画しているもの	20 (100)	29 (96.7)	49 (98.0)	20 (100)	26 (86.7)	46 (92.0)	20 (100)	26 (86.7)	46 (92.0)
関係3機関が参画していないもの	0 (0.0)	1 (3.3)	1 (2.0)	0 (0.0)	4 (13.3)	4 (8.0)	0 (0.0)	4 (13.3)	4 (8.0)
合計	20 (100)	30 (100)	50 (100)	20 (100)	30 (100)	50 (100)	20 (100)	30 (100)	50 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。

3 「法務局等」には、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）等に基づき、法務大臣の委嘱を受けて人権相談等を行う人権擁護委員が参画しているものを含む。

図表 2-(5)-⑬ 調査対象 20 県警において教委・学校との平素からの情報共有体制を構築しているもの

内 容
<ul style="list-style-type: none"> 県警は、平成 10 年に学校警察連絡協議会を立ち上げた際に、県警本部と県教委及び市教委との間で相互に連携窓口を設定し、いじめ問題を含め各種連携の窓口とした。 また、警察署と市教委及び学校は、年 2 回開催する学校警察連絡協議会や、ほぼ毎月開催する生徒指導連絡協議会等の会議を通じ、いじめ問題を含めた児童生徒に関する問題全般について緊密に情報交換を行っている。 県警は、平成 21 年 7 月、子どもの自立支援と安全な環境確保を図るため、必要な情報及び個々の問題行動に関する情報を交換し、健全育成のための具体的な対策を講ずることを目的として、県、県教委等の間で覚書を締結した。 同覚書においては、県、県教委及び県警のほか、県内の市教委、学校、児童相談所等が連携を行う機関とされ、また、相互連絡の対象として、「児童生徒の問題行動、いじめ等に関する情報」や、「インターネットを利用した子どもに係る誹謗中傷等に関する情報」が明示されており、各機関は、同覚書に基づき、随時いじめに係る情報を交換し合っている。 なお、同県警は、同覚書について、平成 16 年 11 月に学校と県警の連携に関して締結していた協定書を、社会情勢の変化や現状の課題、問題点に対して的確に対応するために見直したものであるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-⑭ 調査対象 20 児童相談所において教委・学校との平素からの情報共有体制を構築しているもの

内 容
<p>児童相談所は、県内の全市町村に設置された要保護児童対策地域連絡協議会の構成員となっている。また、各市町村の教委も同協議会の構成員となっていることから、児童相談の情報について、各市町村の教委との間で必要に応じて情報共有を図ることが可能であるとしている。</p> <p>また、同児童相談所は、複数の児童福祉司を中学校区ごとの地区別担当の相談窓口として位置付けており、児童相談が寄せられた場合には、当該学校と必要に応じて情報共有を図っている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-⑮ 調査対象 20 法務局等において教委・学校との平素からの情報共有体制を構築しているもの

内 容
<p>法務局は、教委・学校に対して、人権教室の開催や中学生人権作文コンテスト等の取組への協力依頼を行っており、その際、連携して対処すべき事案が発生したときは、お互い情報を共有しながら対処する旨を相互に確認している。</p> <p>また、同法務局は、平成 28 年度から、児童生徒を対象に携帯電話等を利用したいじめに係る人権教室を開催しており、インターネット上のいじめへの対処についても平素から情報共有体制を構築している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-⑯ 調査対象 60 教委・249 校及び 60 関係 3 機関において平素からの情報共有体制の構築について工夫している取組

区分	内 容									
<p>教委及び県警がいじめ等の事案を相互に情報提供するための申合せを締結したり会議を開催するなどしているもの</p>	<p>県教委及び県内の全市教委と県警は、児童生徒のいじめや非行等の事案について、教委、学校及び県警が相互に情報提供することができるよう申合せを締結している。</p> <p>また、同県教委は、県教委、県の各関係課及び県警による会議を年5回程度開催し、いじめも含めた児童生徒の問題行動や虐待等の子供の被害への対策について協議している。</p> <p>さらに、平成28年11月には、申合せを踏まえ、教委・学校と県警の連携の現状を確認し、今後更により良い連携の在り方について協議するための意見交換会を県教委、県警本部及び学校関係者で開催した。同県教委が学校と県警の連携等について各公立学校に調査した結果、下表のとおり、平成27年度に県警と連携した小学校が76.7%、中学校が90.3%となっている状況を確認した。</p> <p>同県教委は、申合せ等の取組によりいじめの情報の共有が円滑に行われており、上記の学校と県警の連携等に係る調査においてもおおむね評価される結果が得られていることから、今後も継続して県警と連携していくことが重要と考えているとして</p> <p>表 平成28年度いじめ等問題行動の対応に係る調査</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校と警察の連携について</th> <th style="text-align: center;">小学校 割合</th> <th style="text-align: center;">中学校 割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昨年度に学校と警察が連携したこと（暴力やいじめ等の問題行動や虐待への対応、交通安全への取組、定期的な連絡等）がある学校</td> <td style="text-align: center;">76.7</td> <td style="text-align: center;">90.3</td> </tr> <tr> <td>昨年度にいじめへの対応で学校と警察が連携（連絡・取組）したことがある学校</td> <td style="text-align: center;">8.2</td> <td style="text-align: center;">29.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 県教委の資料に基づき、当省が作成した。 2 県教委の調査項目の一部を抜粋している。 3 全校対象ではなく、抽出調査の結果である。</p>	学校と警察の連携について	小学校 割合	中学校 割合	昨年度に学校と警察が連携したこと（暴力やいじめ等の問題行動や虐待への対応、交通安全への取組、定期的な連絡等）がある学校	76.7	90.3	昨年度にいじめへの対応で学校と警察が連携（連絡・取組）したことがある学校	8.2	29.0
学校と警察の連携について	小学校 割合	中学校 割合								
昨年度に学校と警察が連携したこと（暴力やいじめ等の問題行動や虐待への対応、交通安全への取組、定期的な連絡等）がある学校	76.7	90.3								
昨年度にいじめへの対応で学校と警察が連携（連絡・取組）したことがある学校	8.2	29.0								
<p>学校が警察署を訪問し、連携に向けた協力を依頼するなどしているもの等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校では、毎年、校長と生徒指導主事が警察署を訪問し、連携に向けた協力を依頼しているほか、年5回、同警察署との連絡会議において、いじめの情報の提供を依頼するとともに、学校におけるいじめの情報を提供し、相互に情報の共有を図っている。 同校は、このように取り組んでいる理由として、学校で対応しきれないいじめ事案への対処に当たり、県警と迅速に連携するためには、日頃から連絡担当となる窓口を把握したり交流したりすることが必要であるためとしている。 ・ 中学校では、行政区内の各中学校の補導主任、2警察署、市の児童相談所及び市教委の指導主事が出席し、2週間に一度開催される会議において、いじめ問題を含 									

	<p>む問題行動全般について情報交換を行っている。</p> <p>また、同校は、混乱を防ぐためとして、同校の生徒指導部長及び補導主任が窓口となって、県警及び児童相談所との間で連絡窓口となる担当職員を指定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校では、平成28年2月、授業参観後に、PTA特別事業として、保護者、教職員のほか、法務局も参加するいじめ防止に係るワークショップを開催し、「なぜいじめが起きるのか」、「どうしたらいじめを防止できるのか」をテーマに話し合い等をしたほか、法務局から連携の必要性等について助言を得た。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-⑰ 関係 3 機関との平素からの情報共有体制の構築に係る取組を行っていない教委・学校の主な理由

区分	内 容
県警との平素からの情報共有体制の構築に係る取組を行っていないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委は、生徒指導上の諸問題に関することは、日頃から県警と連携を図っており、いじめに関することで特段の連携を考えていないが、窓口は把握しており、連携は可能であるとしている。
児童相談所との平素からの情報共有体制の構築に係る取組を行っていないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委は、児童相談所との連携は、虐待やドメスティック・バイオレンスに関連した内容がほとんどであり、いじめ問題については、重大な事案（自殺等）が発生し、加害児童生徒が通告された場合等となるとしている。 ・ 小学校は、児童虐待、家庭内のこと等の個々の事案について児童相談所と連携を図ることは想定され得るが、同校ではそのような事案は発生しておらず、いじめの事案についても、連携を強化する必要性を感じたことがないとしている。 ・ 小学校は、これまで児童相談所からいじめの情報の提供を受けたことがなく、同校において連携が必要ないじめ事案が発生していないため連携を図ってこなかったが、いじめは家庭環境が良くない児童の間で発生することが多く、今後児童相談所に意見を聴きたい場合もあり得るため、連携の場があればよいとしている。
法務局等との平素からの情報共有体制の構築に係る取組を行っていないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委は、これまでいじめ問題に関して法務局と連携を図る必要がある事案がなかったためとしている。 ・ 中学校は、法務局がインターネット上の人権侵害情報について削除要請できることは知らなかったとしており、保護者からインターネット関係で学校に相談があった場合、県警に相談するよう教示しているとしている。 ・ 中学校は、学校基本方針では、法務局といじめの早期対応で連携を図ると記載しているが、現在までのところ法務局との接点はなく、いじめの解消に当たり法務局との連携・対応が必要と感じたことはないため、連携していないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-⑱ 教委・学校との平素からの情報共有体制の構築に係る取組を行っていない県警の主な理由

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委及び学校から連携に係る要請がないため。 ・ いじめ問題に特化した協定の締結はないものの、県警、県教委、県立学校等の間では児童生徒の問題行動に適切に対応し健全育成を図ることを目的とする制度に基づき、適宜情報共有を図っている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-⑱ 教委・学校との平素からの情報共有体制の構築に係る取組を行っていない児童相談所の
主な理由

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委及び学校から連携に係る要請がないため。 ・ 通常の相談業務としていじめ相談に対応しており、特に支障はないため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-⑳ 関係 3 機関等との連携に関する教育長等の主な意見

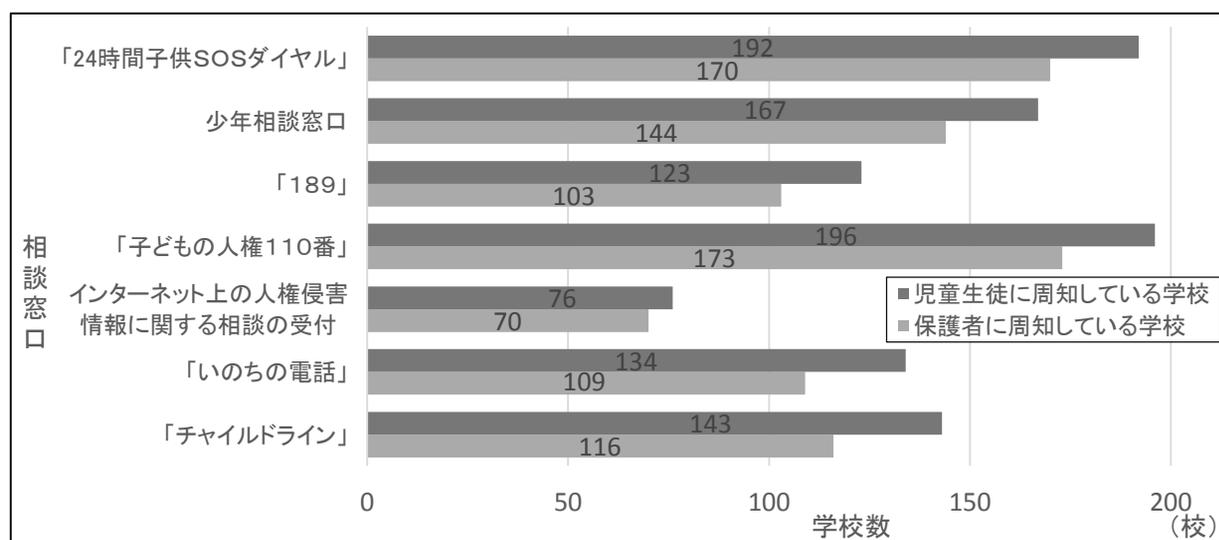
内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題の中には、学校、教委等による対応や指導だけでは十分に効果を上げることが困難なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがある。そのため、早期に関係 3 機関に相談・通報の上、連携した対応をとることが必要である。 ・ いじめ事案が近年深刻化・複雑化し、解決が困難な事案が増えており、これには、保護者の考え方が多様化していることも関係している。そのため、関係機関との連携は非常に重要である。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-㉑ 調査対象 249 校における学校以外のいじめの相談窓口に関する児童生徒及びその保護者
に対する周知状況

区分	児童生徒に周知している学校数				保護者に周知している学校数			
	小学校	中学校	高等学校	合計	小学校	中学校	高等学校	合計
「24 時間子供 SOS ダイヤル」：文部科学省	77 (77.8)	77 (77.8)	38 (74.5)	192 (77.1)	72 (72.7)	69 (69.7)	29 (56.9)	170 (68.3)
少年相談窓口：県警	62 (62.6)	68 (68.7)	37 (72.5)	167 (67.1)	57 (57.6)	61 (61.6)	26 (51.0)	144 (57.8)
「189」：児童相談所全国共通ダイヤル	52 (52.5)	47 (47.5)	24 (47.1)	123 (49.4)	48 (48.5)	41 (41.4)	14 (27.5)	103 (41.4)
「子どもの人権 110 番」：法務局等	83 (83.8)	78 (78.8)	35 (68.6)	196 (78.7)	81 (81.8)	70 (70.7)	22 (43.1)	173 (69.5)
インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付：法務局等	30 (30.3)	32 (32.3)	14 (27.5)	76 (30.5)	29 (29.3)	29 (29.3)	12 (23.5)	70 (28.1)
「いのちの電話」：一般社団法人日本いのちの電話連盟	51 (51.5)	57 (57.6)	26 (51.0)	134 (53.8)	47 (47.5)	46 (46.5)	16 (31.4)	109 (43.8)
「チャイルドライン」：NPO 法人チャイルドライン支援センター	53 (53.5)	61 (61.6)	29 (56.9)	143 (57.4)	49 (49.5)	51 (51.5)	16 (31.4)	116 (46.6)
(参考) 調査対象学校数	99	99	51	249	99	99	51	249

図 調査対象 249 校における学校以外のいじめの相談窓口に関する児童生徒及びその保護者に対する周知状況



(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-㉔ 学校以外はいじめの相談窓口を周知している学校において様々な機会を捉えて相談窓口を周知する工夫を図っている取組

区分	内 容
アンケート調査の実施等の機会を捉えて周知しているもの	<p>高等学校は、年に2回実施しているいじめに特化したアンケート調査の際、アンケート用紙の表紙に、担任、養護教諭等の学校内の相談先のほか、学校以外の相談窓口として、少年相談窓口、「子どもの人権110番」等5種の相談窓口の名称、電話番号及び対応時間を記載して周知している。</p> <p>また、同校は、長期休業前に生徒及び保護者に配付する便りにおいても、「県いじめ110番」、「いのちの電話」等3種の相談窓口の名称、電話番号、対応時間及び「県いじめ110番」については無料で利用できることを記載して周知している。</p>
生徒の学習生活ノート等に記載して周知しているもの	<p>中学校は、生徒の学習生活ノートに、「児童生徒の相談窓口」として、少年相談窓口、児童相談所の相談窓口、「子どもの人権110番」、「チャイルドライン」等8種の相談窓口の名称、電話番号、対応時間及び実施機関の名称を記載して周知している。</p> <p>また、同校は、長期休業前に生徒及び保護者に配付する便りにおいても、「24時間子供SOSダイヤル」、少年相談窓口等3種の相談窓口の名称及び電話番号を記載して周知している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-㉕ 学校以外はいじめの相談窓口を周知していない学校における主な理由

区分	主な理由
周知の依頼がないため	<ul style="list-style-type: none"> 窓口の存在は市教委から聞いたことがあったため知っていたが、周知の依頼がないため周知していない。 周知の依頼がない相談窓口については、あえて全生徒に周知する意味に乏しいため、必要な生徒のみに周知し、全生徒には周知していない。なお、全生徒に対しては、県などの相談窓口について、十分な数の相談窓口を周知している。
周知先機関の業務を知らなかったため	<ul style="list-style-type: none"> いじめに係る相談の受付等の業務を実施していることを知らなかったため。 制度があることは聞いたことがあるが、どのような対応をして、どこまで対処できるのかといった情報が分からない状況では、周知後に問合せがあっても答えられないため。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 情報過多にならないように配慮し、身近な相談窓口を優先して周知しているため。 現状の相談体制で対応ができていると判断したため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(5)-㉔ 調査対象 249 校において地域や家庭等と連携している取組

区分	内 容
町内会に対して地域の見守りを通じたいじめに係る情報の提供を呼びかけしているもの等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校では、町内会に対し、地域の見守りを通じた学校外でのトラブル等の目撃情報の提供を様々な会議で依頼し、情報提供を受けている。 同校は、町内会から「生徒同士のトラブルを見た」との電話情報を受けた際、すぐに対応でき、大きな事件になることを回避できたとしている。 ・ 中学校では、地元からの申入れを受け、同校校区の連絡協議会を結成し、年1回の総会及び年3回の役員会において地域の見守りを通じた学校外でのトラブル等の目撃情報の提供を依頼している。 同校は、鞆をたくさん持たされたりしている場面を目撃していじめられているのではないかと心配になったとする情報を受けたほか、公園で中学生が幼い子をいじめていると通報があった際に、謝罪会を行うとともに、反省の意味を含め、一週間、毎朝、同中学生と同校職員とで公園の清掃活動を行ったとしている。 ・ 小学校では、週1回、放課後児童クラブとの情報交換の場を設けているほか、不定期で、学校教諭が空き時間に同クラブを訪問するようにしている。 同校は、本取組について、同クラブの集団で発生したいじめを受け、同クラブに対して連携を依頼したものであるとしている。 ・ 高等学校では、同校が所在する市町村内の小学校6校、中学校3校、高等学校1校及び特別支援学校1校が学校の枠を越えて大きな異年齢集団を構成し、一丸となって様々な問題に取り組んでおり、その一環として「いじめをなくす」運動によりいじめの未然防止を図っている。
学校便り、保護者会等を活用して学校のいじめに対する取組を説明し情報共有を図っているもの等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校は、学校便り・学年通信や保護者会を積極的に活用し、いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうとともに、保護者から早期の情報を提供してもらっている。 また、同校は、PTA 常任委員会等を活用して積極的にPTA と連携し、被害・加害の生徒の保護者に対して働きかける等、必要に応じて協力を依頼している。 ・ 中学校では、学期末の個別懇談会や、PTA 主催の茶話会等により、教師と保護者が対面で話せる機会を設け、いじめへの理解を深めてもらうとともに、常に、学校での出来事を保護者や地域に発信し、保護者・地域と連携して問題解消が進められるようにしている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「放課後児童クラブ」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子ども(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項)である。

図表 2-(5)-㉕ 調査対象 249 校におけるスクールサポーターの活用状況等

スクールサポーターの受入状況	小学校	中学校	高等学校	合計
スクールサポーターの派遣を受け入れているもの	23 (23.2)	35 (35.4)	7 (13.7)	65 (26.1)
スクールサポーターの派遣を受け入れていないもの	76 (76.8)	64 (64.6)	44 (86.3)	184 (73.9)
合計	99 (100)	99 (100)	51 (100)	249 (100)

表2 スクールサポーターの派遣を受け入れている65校におけるスクールサポーターの協力や支援の内容

(単位：校、%)

区分	スクールサポーターの協力や支援の内容	小学校	中学校	高等学校	合計
いじめに係る情報交換等	・ いじめの有無について情報交換を実施 ・ 生徒の問題行動について情報交換を実施	15 (65.2)	15 (42.9)	1 (14.3)	31 (47.7)
啓発活動の実施	いじめ防止を主眼とする非行防止教室の開催等	6 (26.1)	8 (22.9)	0 (0.0)	14 (21.5)
学校におけるいじめへの対処の支援	・ 学校が加害生徒に指導する際の助言 ・ 事案発生時の助言	2 (8.7)	7 (20.0)	0 (0.0)	9 (13.8)
学校いじめ対策組織等への参画	学校への訪問時に学校いじめ対策組織に参画	1 (4.3)	3 (8.6)	2 (28.6)	6 (9.2)
学校内の巡回、見守り	・ 午前中に学校に常駐し、学校内を巡回 ・ 生徒の状況の見守り、情報収集	1 (4.3)	4 (11.4)	0 (0.0)	5 (7.7)
その他	・ 主に問題行動について助言等を得ており、いじめ問題に対する特段の支援は得ていない。 ・ 具体的な協力内容は今後検討する。	3 (13.0)	5 (14.3)	5 (71.4)	13 (20.0)
(参考) スクールサポーターの派遣を受け入れている学校数		23	35	7	65

(注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内は、スクールサポーターの派遣を受け入れている学校数に対する割合である。
3 複数の区分に計上している学校がある。

表3 スクールサポーターの学校内の巡回によりいじめにつながる可能性のある事案が発見され効果的に指導したものの等

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校は、スクールサポーターが午前中に学校に常駐し、学校内を巡回することで問題行動及びいじめの未然防止を図っており、巡回中に、授業を受けていない中学生男子4人組のうち1人がほかの3人からかわれている状況を発見し、いじめにつながる可能性があるかと判断し、仲裁に入り未然防止が図られたとしている。また、教員とスクールサポーターが状況に応じて生徒への指導役とサポート役を代えながら連携して対応でき、指導の効果があつたとしている。なお、同校は、スクールサポーターと定期的な情報交換も実施している。 ・ 中学校は、いじめの加害生徒に指導する際にスクールサポーターの派遣を依頼し、助言を受けており、同校がいじめと認知した直近の3事案はいずれも被害生徒及び加害生徒への対応についてスクールサポーターに相談している。 また、同校は、スクールサポーターが学校を訪問(週3~4回、午前・午後どちらか常駐)する際、学校いじめ対策組織に助言やアドバイスを受けていじめ防止に取り組んでいるほか、年1回、スクールサポーターの派遣を依頼し、いじめ防止や生徒指導全般を主眼とした非行防止教室を開催している。
(注) 当省の調査結果による。

図表2-(5)-㉔ 調査対象249校におけるスクールサポーターの活用に関する意見

(単位：校、%)

スクールサポーターの活用に関する意見の回答状況	スクールサポーターの派遣を受け入れている学校				スクールサポーターの派遣を受け入れていない学校			
	小学校	中学校	高等学校	合計	小学校	中学校	高等学校	合計
回答が得られたもの	17 (73.9)	21 (60.0)	4 (57.1)	42 (64.6)	28 (36.8)	25 (39.1)	20 (45.5)	73 (39.7)
回答が得られなかったもの	6 (26.1)	14 (40.0)	3 (42.9)	23 (35.4)	48 (63.2)	39 (60.9)	24 (54.5)	111 (60.3)
合計	23 (100)	35 (100)	7 (100)	65 (100)	76 (100)	64 (100)	44 (100)	184 (100)

区分	スクールサポーターの活用に関する意見	小学校	中学校	高等学校	合計
いじめの防止等に当たり必要性が高い	<ul style="list-style-type: none"> 教員が気付かないところでの問題行動のスクールサポーターによる早期発見が、次の問題の早期解決、未然防止につながっている。 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案への速やかな対応のため、スクールサポーターの支援は必要である。 高等学校は社会人としての責任を学ばせる場であり、いじめについても学校の指導に従わない場合は進路変更を含めた指導・措置を行うため、スクールサポーターの関与の必要は義務教育の小・中学校に比べて低い。 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案への速やかな対応のためにはスクールサポーターの支援は有効だと考えるが、日常的に生徒の様子を観察していない中では、効果は期待できないのではないか。 非行少年のたまり場やどこへ行ったら危ないかななどの情報を得られ、生徒指導上、有益である。 非行等に係るスクールサポーターからの情報提供は非常に参考になる。 	13 (76.5)	19 (90.5)	1 (25.0)	33 (78.6)
いじめの防止等に当たり必要性が低い		0 (0.0)	1 (4.8)	3 (75.0)	4 (9.5)
その他		5 (29.4)	1 (4.8)	1 (25.0)	7 (16.7)
(参考) スクールサポーターの派遣を受け入れている学校のうちスクールサポーターの活用について回答が得られた学校数		17	21	4	42

表2 スクールサポーターの派遣を受け入れている学校のうちスクールサポーターの活用に関する意見について回答が得られた42校における当該意見 (単位：校、%)

区分	スクールサポーターの活用に関する意見	小学校	中学校	高等学校	合計
いじめの防止等に当たり必要性が高い	<ul style="list-style-type: none"> スクールサポーターの協力や支援を受ける必要があるいじめが発生しておらず、現在のところ、連携の必要性を感じない。 警察署とは会議を年14回開催して連携が図られており、スクールサポーターの派遣の必要性は特に感じていない。 スクールサポーターの業務内容に関する情報が乏しく、今のところ連携の必要性は不明確である。 スクールサポーターには、非行、不良行為少年の対処を支援する組織とのイメージがあり、いじめ事案への対応に、スクールサポーター制度を活用するという認識がそれほど強いものでなかった。スクールサポーターが、現在、いじめの対処でも活動していることは、警察署からも周知を受けた記憶がない。 スクールサポーターは、当校の県内では、主に中学校に在籍するご犯少年の把握と生活指導を目的に活動しており、県立高等学校がいじめ対策で積極的に活用することは想定されていない。 これまで手には負えないいじめ事案の発生はないため緊急の必要性まではないが、月数回でも警察関係者が学校内を巡回してもらえなければ有り難い。 いじめ事案への対応については、その態様によって県警の支援が必要であるため、警察署からスクールサポーターの派遣を受けられれば有り難い。 県警による学校への支援・アドバイスは有り難いが、学校内への警察関係者の立入りは、よほど緊急性がない限り控えてほしい。学校内への警察関係者の立入りを生徒が知った場合、生徒が動揺し、「教師が生徒を警察に売った」という発言が出てくるため、県警との連携は校外で行うことが望ましい。 	16 (57.1)	16 (64.0)	7 (35.0)	39 (53.4)
スクールサポーターの役割がよく分らない等		6 (21.4)	4 (16.0)	8 (40.0)	18 (24.7)
いじめの防止等に当たり必要性が高い		8 (28.6)	2 (8.0)	6 (30.0)	16 (21.9)
その他		0 (0.0)	3 (12.0)	1 (5.0)	4 (5.5)
(参考) スクールサポーターの派遣を受け入れている学校のうちスクールサポーターの活用について回答が得られた学校数		28	25	20	73

表3 スクールサポーターの派遣を受け入れない学校のうちスクールサポーターの活用に関する意見について回答が得られた73校における当該意見 (単位：校、%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 () 内は、表2は、スクールサポーターの派遣を受け入れている学校のうちスクールサポーターの活用に関する意見について回答が得られた学校数に対する割合、表3は、スクールサポーターの派遣を受け入れない学校のうちスクールサポーターの活用に関する意見について回答が得られた学校数に対する割合である。
 3 表2及び表3は、複数の区分に計上している学校がある。

図表2-(5)-㉓ 調査対象20県警におけるスクールサポーターの配置状況等

スクールサポーターの配置状況	県警数	構成比
スクールサポーターを配置している	17	85.0
スクールサポーターを配置していない	3	15.0
合計	20	100
内 容		
<p>県警では、再任用警部補2人を「子ども安心サポーター」として配置している。「子ども安心サポーター」は、少年の非行防止・犯罪防止・立ち直り支援、児童生徒の安全確保、地域の安全確保等を目的に、学校から児童生徒に係る相談を受けたり、学校訪問をしたりするなどスクールサポーターの任務を含む活動を実施しており、県警は、当該活動を通じ、学校と県警の架け橋の役割を担っているとしている。なお、県警は、県警管内の県教委及び県内各市町の教委等においても、独自に警察官OB等を採用し、スクールサポーターと同様の運用を行っているとしている。</p>		

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(5)-㉔ スクールサポーターを配置している17県警におけるスクールサポーターの活動内容

区分	活動内容	県警数
啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止を主眼とした非行防止教室を実施 児童、教諭及び保護者を対象とした非行及びいじめの防止講話を実施 	9 (52.9)
学校におけるいじめへの対処の支援	<ul style="list-style-type: none"> いじめ事案の対応について学校に助言、いじめの加害者・被害者への面接指導 学校による加害児童生徒への対応方法を助言 	8 (47.1)
学校内の巡回、見守り	<ul style="list-style-type: none"> 昼休みや掃除時間帯等に運動場や教室前の廊下を巡回・駐留するパトロールを実施 (年間12回 (スクールサポーター延べ34人)) 学校及び保護者と調整の上、被害児童生徒の安全確保対策として学校内の巡回等を実施 	5 (29.4)
学校いじめ対策組織への参画	いじめ事案の概要の把握に努め、学校に対する問題解決に向けての助言・指導を実施 (県内48校の学校いじめ対策組織に参画)	4 (23.5)
いじめに係る学校等との情報交換等	<ul style="list-style-type: none"> いじめを含む学校問題に係る情報交換を実施 いじめ防止を主眼とした教委主催の会議に出席、情報共有 	4 (23.5)
その他	いじめ問題に関する活動はない。	2 (11.8)
(参考) スクールサポーターを配置している県警数		17

表2 スクールサポーターの活動により効果的にいじめを解決したもの

区分	内 容
いじめへの対処に当たり学校を支援したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの被害生徒の保護者が、申し出た被害の内容が事実と異なり、学校と膠着状態となった際、スクールサポーターが、加害生徒及び目撃者等へのいじめの事実確認の方法、把握事実及び対応経緯の記録化、加害生徒の保護者に対する事実の報告、保護者との面接方法等を助言・指導した。 助言・指導により学校側が客観的事実の把握を含めた対応を図ったことで、加害者側・被害者側共に納得し、学校が双方から信頼を得る結果となった。 ・ スクールサポーターが管内の高等学校を訪問した際、教諭から「生徒へのアンケート結果からいじめが発覚した」旨の相談を受け、教諭に対して目撃者の特定等事件化を見据えた対応を助言するとともに、警察署に報告した。 助言を受けた学校が迅速に対応し、スクールサポーターを通じるなどして警察署と連携したことにより、事案の早期解明、被害生徒との隔離、加害生徒の検挙（恐喝）等が可能となり、早期解決に至った。
いじめの未然防止につながったもの	<p>県警が、少年相談において、「同級生にいじめられている。住所や相手の名前は言いたくない」旨の情報を入手し、学校名及び相談者氏名から該当する学校を特定した。スクールサポーターが県警職員と共に同校から事情を聴取した。</p> <p>学校が未把握の事案であること、犯罪に該当するような行為はなく悪ふざけの範囲内であることが判明し、当事者間で話し合いをさせて早期に問題を解決するとともに、学校訪問を通じて生徒指導担当と情報を共有し再発防止を図った。</p>
いじめの早期発見につながったもの	<p>体調不良で早退しようとした被害生徒の変調にスクールサポーターが気づき、「精神的に苦しいのではないか」と声をかけたところ、当該生徒が同級生2人から継続的に身体的及び精神的いじめ（叩くなどの身体的暴力や脅し文句）を受けていたが誰にも相談できなかったとするいじめを発見した。</p> <p>スクールサポーターは、被害生徒の身辺警戒をするとともに、保護者や教員に対し、事案の真相解明及び解決策について検討するよう助言した。その後も、スクールサポーターが学校内の巡回等を行い、加害生徒から被害生徒への接触がないことを確認し、被害生徒に対するいじめはなくなったと理解した。</p>

(注) 当省の調査結果による。